

介護老人保健施設リバーアイースト運営規程

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(基本方針)

第1条 公益財団法人積善会が開設する介護老人保健施設リバーアイースト（以下「施設」という）において実施する、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護サービス（以下「短期入所サービス」という）は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営方針)

- 第2条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
 - 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
 - 8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 リバーアイースト
- (2) 開設年月日 平成12年3月23日
- (3) 所在地 神奈川県小田原市永塚344-1
- (4) 電話番号 0465-42-8006 FAX番号 0465-42-8009
- (5) 管理者名 松本 正和
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1452380020号)

第2章 職員の職種員数及び職務の内容

(職員の職種、員数)

第4条 施設の職員の職種、員数は、次のとおりとする。

常勤換算

1 管理者（医師兼）	1名
2 医師	1名以上
3 看護職	8.5名以上
4 介護職	21.5名以上
5 支援相談員	2名以上
6 介護支援専門員	1名以上
7 理学療法士又は作業療法士	1名以上
8 薬剤師	0.3名以上
9 栄養士又は管理栄養士	1.3名以上
10 事務員	1名以上
11 副施設長	1名

(職務の内容)

第5条 職員の職務の内容を次のとおりとする。

- 1 施設管理者は、施設の業務を統括し執行する。
- 2 医師は、施設利用者の健康管理及び医療に適切な処置を講ずる。
- 3 看護職は、医師の指示を受け利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 4 介護職は、医師の指示を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 支援相談員は、利用者・家族などの相談に応じ、同業務を行う。
- 6 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を行う。
- 7 作業療法士及び理学療法士は、医師の指示を受け利用者などに対する機能訓練業務を行う。
- 8 薬剤師は、医師の指示を受け調剤業務、薬剤管理、利用者への服薬指導を行う。
- 9 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- 10 事務員は、施設における庶務及び経理などの事務を行う。
- 11 副施設長は、施設の業務を統括し執行する施設管理者を補佐する業務を行う。

(職員の質の確保)

第6条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

第3章 入所者等の定員

(定員)

第7条 短期入所サービスの定員は、20名を限度とする。

第4章 内容及び利用料その他の費用の額

(短期入所療養介護計画の作成)

第8条 施設は、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、短期入所サービスの提供の開始前から終了後に

至るまでの、利用者が利用する介護サービスの継続性に配慮して、短期入所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な内容等を記載した短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画を作成する。

- 2 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 短期入所療養介護計画・介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る。

(診療の方針)

第9条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- 2 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるように適切な指導を行う。
- 3 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 4 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- 5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- 6 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- 7 利用者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。

(機能訓練)

第10条 施設は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第11条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもつて行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭する。
- 3 施設は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。
- 5 施設は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、施設の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(利用料等の受領)

第12条 短期入所サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証によりその1割・2割・3割いずれかの支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける額と、短期入所サービス費用基準額又は介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 - ① 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - ② 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）
 - ③ 食費および滞在費
 - ④ 理美容代

- ⑤ 利用者が料金表記載の個人用の電気製品を持込み使用する際の電気料
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、短期入所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - ⑦ 前各号に掲げる費用額は別紙に定める
- 4 施設は、前項に掲げる費用の額に係る短期入所サービスの提供に当たって、あらかじめ、利用者又はその家族に対し内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(食事の提供)

- 第13条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。
- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。

(その他のサービスの提供)

- 第14条 施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。
- 2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

第5章 通常の送迎の実施地域

(実施地域)

- 第15条 短期入所サービスの実施地域は、小田原市、足柄上郡大井町（上大井・西大井・金子・金手）、同松田町とする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(定員の遵守)

- 第16条 施設は、療養室に定員を超えて入所させてはならない。又、療養室以外に入所させてはならない。

(規律の遵守)

- 第17条 利用者は、施設内で次のことを守らなくてはならない。
- 1 利用者は、施設管理者・医師・支援相談員・看護職員・介護職員・理学療法士・作業療法士などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めること。
 - 2 利用者が、外出又は外泊しようとするときは、施設に届け出ること。
 - 3 利用者は、外来者と面会する場合は、施設に届け出ること。
 - 4 利用者は、施設の清潔・整頓・その他環境衛生保持のため、施設に協力すること。
 - 5 利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設管理者又は支援相談員に届け出ること。

(施設内の禁止行為)

- 第18条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- 1 宗教や習慣の違いなどで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 2 喧嘩もしくは口論したり、泥酔するなど他の入所者に迷惑を及ぼすこと。
 - 3 喫煙すること。
 - 4 故意に施設もしくは物品を破損したり、施設外に持ち出すこと。
 - 5 金銭又は物品によって、賭け事をすること。
 - 6 施設内の秩序を乱したり、安全衛生を害すること。
 - 7 無断で備品の位置を変えたり、形状を変えること。

(秘密保持等)

- 第19条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、職員であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第20条 施設は、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者・要支援被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者又はその職員から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

- 第21条 施設は、提供した短期入所サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 施設は、苦情対応の窓口として支援相談員と各介護職員の役職者を置く。
 - 3 施設は、提供した短期入所サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 施設は、提供した短期入所サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第7章 非常災害対策

(防災管理者)

- 第22条 施設の管理者は、自然災害・火災・その他の防災対策について、防火管理者を指名し（消防法第8条）、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水災害に対処する計画を立てる。
- 2 消防計画に沿って防災訓練と設備の改善を図り、利用者の特性に鑑み、非常災害に際して必要な具体的計画の樹立、避難、救出訓練の実施等の対策及び安全に万全を期す。

(避難訓練等)

- 第23条 施設の管理者及び防火管理者は、消防計画に従って、全職員に非常災害対策の教育を徹底する。
- 2 施設は、消火、通報訓練及び避難訓練をそれぞれ年2回以上実施する。又そのうち1回は、夜間もしくは夜間を想定した訓練を実施する。
 - 3 非常災害対策（地震等）の訓練は、地域の合同の訓練に参加して日頃より地域の住民との連携を強めておく。
 - 4 当施設は、（3）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第24条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な

研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常食)

第25条 非常時の非常食備蓄は、3日分の食料を安全な場所に保管する。

第8章 その他施設の管理に関する事項

(管理者による管理)

第26条 施設の管理者は、専ら当該施設の職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第27条 施設の管理者は、当該施設の職員の管理、業務の実施 状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 施設の管理者は、職員に規定を尊守させるために必要な指揮命令を行う。

(地域との連携)

第28条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努める。

(協力病院)

第29条 施設は、入所者などの病状の急変などに対応するため、あらかじめ協力病院及び協力歯科医療機関を以下の通り定める。

名称 公益財団法人 積善会 曾我病院
住所 神奈川県小田原市曾我岸148番地
電話 【病院】0465-42-1630
【歯科】0465-42-1665

(事故発生時の対応)

第30条 施設は、利用者に対する短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止の為の指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、短期入所サービス提供等に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(会計の区分)

第30条 施設は、短期入所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整理)

第31条 施設は、施設及び構造設備・職員・会計・入退所の判定・利用者などに対する施設療養その他の短期入所サービスの提供に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(褥瘡対策等)

第32条 施設は、利用者に対し良質な短期入所サービスを提供する取り組みのひとつ

として、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理)

- 第33条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(身体の拘束等)

- 第34条 施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、身体的拘束適正化検討委員会を毎月開催し、その結果についてすべての職員に周知徹底を図る。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる項目を含んだ指針を整備する。
- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- 3 施設は、身体的拘束等の適正化のための研修を、新規採用時及び年2回以上開催する。
- 4 施設は、当該利用者または他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。やむをえず行う場合には、別に定める「身体拘束マニュアル」に記載の通り、
- ① 切迫性 当該入所者または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性 身体拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一次性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
を全て満たし、「身体拘束に関する説明書」を用いて家族の確認を行い実施する。
- 5 身体拘束を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の当該入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

- 第35条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第36条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、公益財団法人積善会 介護老人保健施設リバーアイーストの運営会議において定めるものとする。

附則

- この規定は、平成12年 3月 1日から施行する。
この規定は、平成12年10月 1日から施行する。
この規定は、平成13年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成13年 7月 1日から施行する。
この規定は、平成14年 1月 1日から施行する。
この規定は、平成14年10月 1日から施行する。
この規定は、平成15年 2月 1日から施行する。
この規定は、平成15年10月 1日から施行する。
この規定は、平成17年10月 1日から施行する。
この規定は、平成18年10月 1日から施行する。
この規定は、平成19年11月 1日から施行する。
この規定は、平成20年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成23年 8月 1日から施行する。
この規定は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成27年10月 1日から施行する。
この規定は、平成28年 7月 1日から施行する。
この規定は、平成28年 9月 1日から施行する。
この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規定は、令和 元年10月 1日から施行する。
この規定は、令和 6年 8月 1日から施行する。